

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【公表番号】特表2019-525454(P2019-525454A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2018-567092(P2018-567092)

【国際特許分類】

H 01 L 35/32 (2006.01)

H 02 N 11/00 (2006.01)

【F I】

H 01 L 35/32 A

H 02 N 11/00 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱電テープであって、

複数のピアを有する可撓性基材と、

前記可撓性基材と一体化され並列に接続された一連の可撓性熱電モジュールであって、各可撓性熱電モジュールが、

複数のp型熱電素子と、

複数のn型熱電素子と、を備え、前記複数のp型熱電素子のうちの少なくとも一部がn型熱電素子に接続されている、一連の可撓性熱電モジュールと、

前記熱電テープに沿って長手方向に走る2つの導電性バスであって、前記一連の可撓性熱電モジュールは前記導電性バスに電気接続されている、2つの導電性バスと、

前記可撓性基材の表面上に配置された熱伝導性接着剤層と、

を備える、熱電テープ。

【請求項2】

前記熱電テープに沿って長手方向に配置された断熱材料のストライプを更に備える、請求項1に記載の熱電テープ。

【請求項3】

前記熱電テープに沿って長手方向に配置された2つの断熱材料のストライプであって、前記2つの断熱材料のストライプの各々は、前記熱電テープの縁部に配置されている、2つの断熱材料のストライプを更に備える、請求項1に記載の熱電テープ。

【請求項4】

前記熱電テープがロールの形態である、請求項1に記載の熱電テープ。

【請求項5】

各熱電モジュールが前記複数のp型及びn型熱電素子のうちの1つとピアとの間に配置された接合構成要素を更に備える、請求項1に記載の熱電テープ。

【請求項6】

前記可撓性基材の第1の面上に配置された第1の導電性層を更に備え、前記第1の導電性層は第1のセットのコネクタを形成するパターンを有する、請求項1に記載の熱電テー

ブ。

【請求項 7】

前記第1の面とは反対向きの前記可撓性基材の第2の面上に配置された第2の導電性層を更に備え、前記第2の導電性層は第2のセットのコネクタを形成するパターンを有する、請求項6に記載の熱電テープ。

【請求項 8】

前記熱電テープの単位面積熱抵抗が、 $1.0\text{ K} \cdot \text{cm}^2 / \text{W}$ 以下である、請求項1に記載の熱電テープ。